

佐野市制20周年記念事業ロゴマーク取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐野市制20周年記念事業に係るロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、次のとおりとする。

- (1) デザイン①(カラー仕様) (2) デザイン②(モノクロ仕様)



- (3) デザイン③(モノクロ仕様)



— 佐野市制二十周年 —

2 前項に規定するデザインに係る配色等については、別に定める。

(使用基準)

第3条 ロゴマークの使用基準は、次のとおりとする。

- (1) 市制20周年の啓発に寄与するものであること。
- (2) 市の信用又は品位を損なわないものであること。
- (3) 宗教的活動又は政治的活動を目的としないものであること。
- (4) 特定の個人又は団体の営利又は宣伝のみを目的としないものであること。

こと。

(5) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないものであること。

(6) 自己の商標及び意匠とするなどの独占的な使用をするものでないこと。

(使用の承認)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市制20周年記念事業ロゴマーク使用申請書（別記様式第1号）に当該使用に係るロゴマークのデザインの仕様が確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、ロゴマークの使用を承認するときは市制20周年記念事業ロゴマーク使用承認通知書（別記様式第2号）により、ロゴマークの使用を承認しないときは市制20周年記念事業ロゴマーク使用不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、ロゴマークの使用の承認について条件を付することができる。

(承認事項の変更)

第5条 前条第3項の規定によるロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該承認に係る事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出るものとする。

(承認の取消し等)

第6条 市長は、使用者が偽りその他不正の手段により第4条第3項の規定による承認を受けたとき、第9条各号に掲げる事項を遵守しなかったときその他この要領の規定に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

2 使用者は、前項の規定によりロゴマークの使用の承認が取り消されたときは、速やかに当該承認に係るロゴマークの使用を取りやめなければならない。

3 第1項の規定による措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、

市は、その責めを負わない。

(使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、第4条第3項の規定による承認を受けた日から令和7年3月31日までの期間とする。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第9条 ロゴマークを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの形状及び色を変更しないこと。
- (2) 承認を受けた用途のみに使用すること。
- (3) 第4条第4項の規定により付された条件を遵守すること。

(事故、苦情等の処理)

第10条 ロゴマークの使用に関し事故、苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。